

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課）

担当係 住民記録係 担当者 野村 進 内線（2521）

事業の概要

事業名	裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入
担当課	地域文化部戸籍住民課
目的	平成 21 年 5 月までに開始される裁判員制度に対応するため
対象者	選挙人名簿登録者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>裁判員の候補者予定者を選出し、地方裁判所へ報告するにあたり、最高裁判所が開発した名簿調製支援プログラム（無償提供）により名簿を調製する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>選挙管理委員会から送付された予定者名簿（MO）に、名簿調製支援プログラムを用いて本籍地を付加する。</p> <p>名簿調製支援プログラムにより暗号化した後CDを作成する。</p> <p>選挙管理委員会にCDを送付する。</p>

件名 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	裁判員制度(平成20年度に新規登録の予定)
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 選挙人名簿登録者</p> <p>2 記録項目 個人識別ID、氏名、生年月日、住所(郵便番号を含む。)、本籍地</p> <p>3 記録するコンピュータ 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータ内には情報項目を記録せず、CDに記録する。CDは施錠されたキャビネット等に保管する。 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータは、戸籍住民課事務室内で管理し、他のコンピュータとの結合はしない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	候補者名簿は、名簿調製支援プログラムを使用して電子データによることとされているため
新規開発・追加・変更の内容	最高裁判所が開発した名簿調製支援プログラムを導入する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	平成20年5月～10月 名簿調製支援プログラムが配布される予定の5月ごろよりシステムテストを行う。